



ゆうな医療・介護の相談たより

2022年 1月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！個人情報に配慮致します。メールでのご相談もお待ちしています。

●今月の相談：「介護が必要になったら、老人ホームに入りたい」

Q：男性、70歳代。今は身の周りのことは自分でできるが、介護が必要になってきたら、老人ホームに入りたいという仲間がいる。ハンセン病療養所も、終の棲家として一つの選択肢と考えているようだ。療養所を選ぶ理由は、医療や介護サービスを利用する時に、ハンセン病回復者であることを知られるのが怖いから、また家族に迷惑をかけたくないから。家族のことを心配するのは、やはりハンセン病回復者・家族への差別・偏見が根底にあると思う。

A：お仲間のように、退所者や非入所者の中には、再入所・入所を希望する方もいます。2009（平成21）年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」では、退所者や非入所者が療養所に入所する権利が認められています。入所を希望する背景には、高齢により後遺症の悪化があるが、地域の病院は専門的に対応できないのではないかと、あるいは偏見があるのではないかと不安があったり、家族等の頼る人がいないという孤独な暮らしがあるようです。また、＜何十年も周りに嘘をつき、ビクビクと隠れた生活をしてきた、療養所なら何でも気兼ねなく話ができる、老後は楽しく過ごしたい＞とおっしゃる方がいます。一方、＜絶対に、二度と入りたくない＞と語気を強める方もいらっしゃいます。回復者一人ひとりの想いを尊重し、不安が払しょくされ、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ご本人・ご家族、関係者が一緒に考え取り組んでいきたいものです。

一般的な老人ホームにしろ療養所にしろ、ご本人がいろいろな側面から検討し選択するためには、情報が必要ですね。具体的に知りたい事を整理したり、どのように情報を集めるか等も、お手伝いしますのでご連絡ください。

●今月のピアサポート活動の紹介：

・あけましておめでとうございます。沖縄ハンセン病回復者の会では、沖縄県からの依頼に基づき、沖縄県が発行している「ハンセン病問題啓発パンフレット」の修正意見を1月末に提出しています。ご意見のある方は、回復者の会へご連絡ください。